

訪問介護及び介護予防・生活支援サービス事業（第1号訪問事業） 重要事項説明書

＜令和 6 年 11 月 1 日 現在＞

1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

＜電 話＞ 048-563-5088

＜担 当＞ 管理者兼サービス提供責任者 藤 倉 美 穂

※御不明な点は、何でもお尋ねください

2 訪問介護事業所くわの実の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	訪問介護事業所くわの実
所在地	羽生市大字下新郷660番地
介護保険指定番号	訪問介護 (埼玉県 1173900265号)
通常の事業の実施地域 *	羽生市・行田市・加須市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業者の職員体制＜令和6年11月1日現在＞

	常勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	1名		従事者・業務等の 全般的管理	1名
サービス提供責任者	(兼務)		利用の調整・従事者指導、 計画の作成	(兼務)
従 事 者	介護福祉士	1名	0名	1名
	2級・初任者研修修了者	2名	1名	3名
	その他	0名	0名	0名

(3) 営業日時 平日、土・日・祝日（12月29日から1月3日を除く） 午前7時～午後7時

(4) サービスの提供時間帯

	早 朝 7:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜 間 18:00～19:00	備 考
平 日				12月29日 から1月3日 を除く
土・日・祝日				

*時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助…準備・配膳・摂食介助・後片付け等
- ・入浴介助…清拭・部分浴・全身浴・洗面等
- ・排泄介助…トイレ誘導及び介助・おむつ交換等
- ・体位交換…安楽な姿勢保持・床ずれ予防による体位交換等
- ・外出介助…外出準備・交通機関（バス等）の乗降介助等

(2) 生活援助

- ・買物…日用品等の買い物・薬の受け取り等
- ・調理…一般的な調理・配膳及び後片付け等
- ・掃除…室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し等
- ・洗濯…洗濯機及び手洗いによる洗濯・乾燥（物干し）、取入れと収納・アイロンがけ等

(3) その他のサービス

- ・介護相談

4 利用料金

(1) 利用料

○訪問介護利用料

※地域区分6級地 1単位=10.42円

	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
身体介護	20分未満	163	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上30分未満	244	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	387	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上	567	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	1時間を超えて30分を増すごとに	82	854円	86円	171円	257円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	220	2,292円	230円	459円	688円
身体介護と生活援助が混在する場合（身体介護の基本利用料に右の料金を加算）	生活援助20分以上	65	677円	68円	136円	204円
	生活援助45分以上	130	1,354円	136円	271円	407円
	生活援助70分以上	195	2,031円	204円	407円	610円

※同一建物減算に該当する場合

上記単位数の10%減

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増

※訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数×200/100

【その他加算】

	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
初回加算	1月につき	200	2,084円	209円	417円	626円
緊急時訪問介護加算	1回につき（身体介護について算定）	100	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200	2,084円	209円	417円	626円

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数×22.4%

○訪問型サービス費（独自）

※地域区分6級地 1単位=10.42円

	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問型サービス費（Ⅰ）	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	1176	1月につき 12,253円	1,226円	2,451円	3,676円
訪問型サービス費（Ⅱ）	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	2349	1月につき 24,476円	2,448円	4,896円	7,343円
訪問型サービス費（Ⅲ）	(Ⅱ)を超える利用が必要な場合 (要支援2)	3727	1月につき 38,835円	3,884円	7,767円	11,651円

※同一建物減算に該当する場合

上記単位数の10%減

【その他加算】

	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
初回加算	1月につき	200	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算	1月につき	100	1,042円	105円	209円	313円

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数×22.4%

(2) 交通費

前記2の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合に交通費は、次の額とします。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた時点から、片道5キロ未満 300円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた時点から、片道5キロ以上 500円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先電話 048-563-5088)

① サービス開始時間までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご連絡がなかった場合	当該基本料金100%

(4) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月7日までに請求書を作成し、前月分の請求をいたしますので、15日以内に所定の方法によりお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。おって職員がお伺いします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、又は利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。なお、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 苦情・ハラスメント処理

サービスの提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

9 非常災害対策

- ・防災設備 火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器の設置
- ・防災訓練 夜間想定を含めた避難訓練の実施、消火訓練 等
- ・防火責任者 施設長 櫻井 義彦

10 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他必要な事項を記録します。職員に対する身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置し、研修を定期的実施します。

1.3 その他運営についての留意事項

職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

1.4 サービス内容に関する相談・要望・苦情等

訪問介護に関する相談・要望・苦情等は、サービス従事者か下記相談窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話 048-563-5088

担当者：サービス提供責任者 藤倉 美穂

(受付時間：9時～18時)

当事業所以外に、県・市町村の相談窓口等に相談することが出来ます。

☆羽生市 高齢介護課☆

電話 048-561-1121

☆行田市 高齢者福祉課☆

電話 048-556-1111

☆加須市 高齢介護課☆

電話 0480-62-1111

☆埼玉県国民健康保険団体連合会
介護福祉課☆

電話 048-824-2568 (苦情相談専用)

☆第三者委員

評議員 永澤 初江

電話 048-565-2673

評議員 小林 静子

電話 048-565-1040

1.5 施設サービスの第三者評価の実施状況

※令和5年度は未実施。

1.6 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 羽生福祉会
代表者氏名・役職	理事長 櫻井 義彦
本事業者所在地	羽生市大字下新郷660番地
本事業者電話番号	048-563-5088
営業所数等	訪問介護 1カ所
	通所介護 1カ所
	居宅介護支援 1カ所
	短期入所生活介護 1カ所
	介護保険福祉施設 1カ所
	ケアハウス 1ヶ所
	児童養護施設 1カ所
	ファミリーホーム 1カ所
	乳児院 1カ所